

江南市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入及び修理に要する費用（以下「購入等費用」という。）の一部を給付することにより、言語の発達や学習の困難さの解消を支援し、難聴児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 給付の対象となる難聴児は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する18歳未満の者
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であって身体障害者手帳の交付の対象とならない者
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者
- (4) その属する世帯の世帯員のうち、申請のあった月の属する年度（4月から6月までにあっては前年度）の市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円未満である者

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による給付を受け、補聴器を購入した難聴児であって、当該給付の決定の日から5年を経過していないものにあっては、新たな購入のための給付の対象としない。

(給付の対象)

第3条 給付の対象となる補聴器の種類及び修理部位は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「算定基準」という。）別表に掲げるものとする。ただし、修理については、この要綱に基づき購入した補聴器に係るものに限る。

2 給付の対象となる補聴器は、装用効果の高い側の耳の片側装用を原則とするが、教育・生活上において真に必要と認められる場合は、両耳又は交互に装用できるものについても対象とする。

(給付額)

第4条 給付額は算定基準と購入等費用のいずれか低い額の3分の2（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は申請のあった月の属する年度（4月から6月までにあつては前年度）の市民税非課税世帯に属する者にあつては、当該基準額の全額を給付する。

3 第3条第2項の場合における給付額は、左右それぞれについて算定した額を合算した額とする。

（申請）

第5条 給付を希望する難聴児の保護者（以下「申請者」という。）は、補聴器の購入又は修理の前に、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（1）軽度・中等度難聴児補聴器購入費給付についての意見書（様式第2号）
（補聴器の購入に係る給付金を申請する場合に限る。）

（2）見積書

（3）市民税所得割額を確認することができる書類

（4）その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号に規定する意見書は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する指定医師が作成したものに限る。

3 第1項第2号に規定する見積書は、本市の補装具費支給制度における代理受領に係る申し出により、市に登録がされている補聴器業者（以下「登録業者」という。）が作成したものに限る。

（給付の決定等）

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、給付の決定をする場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付決定通知書（様式第3号）により、給付の申請を却下する場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付申請却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定の通知をするときは、併せて軽度・中等

度難聴児補聴器購入費等給付支給券(様式第5号。以下「支給券」という。)及び代理受領に係る軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付支払請求書兼委任状(様式第6号。以下「請求書兼委任状」という。)を交付するものとする。

(給付金の請求)

第7条 給付金の決定を受けた申請者は、登録業者に支給券を提出し、補聴器の購入又は修理を行い、購入等費用から給付の金額を差し引いた額(以下「利用者負担額」という。)を登録業者に支払うとともに、委任状により、給付金の受領の権限を登録業者に委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた登録業者は、必要事項を記入した支給券及び請求書兼委任状を市長に提出し、給付金の請求をするものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、給付金の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により給付金の支給の決定又は給付金の支給を受けたとき。

(2) 当該給付金の支給を受けて購入した補聴器を、給付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸与、又は担保に供したとき。

(給付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めのない事項については、補装具費支給事務取扱指針について(平成18年9月29日付障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)及び補装具費支給事務取扱指針(同通知別添)に準ずるもののほか、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(施行日前の購入に係る申請の取扱い)

- 2 平成29年4月1日から平成29年5月12日の前日までの間にあった補聴器の購入(この給付の対象となるものに限る。)に係る給付については、第5条の規定による申請書の提出をもって、当該補聴器の購入前に申請があったものとみなす。